

岩手県医療局管理規程第8号

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月28日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程（昭和42年岩手県医療局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～8 [略]</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～8 [略]</p> <p><u>9 別表第1に掲げる職にある職員であつて次の各号のいずれかに該当するものの平成20年4月から平成23年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額の月額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額（医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程（平成19年岩手県医療局管理規程第9号）附則第2項及び第3項の規定により定められる額を含む。）から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p> <p><u>(1) 病院に置かれる職で別表第1の1種又は2種の区分の適用を受ける職員 100分の15</u></p> <p><u>(2) 本庁に置かれる職で別表第1の2種若しくは3種の区分の適用を受ける職員又は病院に置かれる職で同表の3種の区分の適用を受ける職員（事務局長の職にあるものに限る。） 100分の10</u></p> <p><u>(3) 本庁に置かれる職で別表第1の4種若しくは5種の区分の適用を受ける職員又は病院に置かれる職で同表の4種若しくは5種の区分の適用を受ける職員（4種の適用を受ける職員にあつては、副院長の職にあるものを除く。） 100分の5</u></p>																						
<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 医療職給料表(3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 60%;">給料の特別調整額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6級</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5種</td> <td>53,100円。ただし、宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、<u>大東</u>、<u>大槌</u>、軽米及</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	区 分	給料の特別調整額	[略]			6級	[略]		5種	53,100円。ただし、宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、 <u>大東</u> 、 <u>大槌</u> 、軽米及	<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 医療職給料表(3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 60%;">給料の特別調整額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6級</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5種</td> <td>53,100円。ただし、宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、<u>大槌</u>、軽米及び一戸</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	区 分	給料の特別調整額	[略]			6級	[略]		5種	53,100円。ただし、宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、 <u>大槌</u> 、軽米及び一戸
職務の級	区 分	給料の特別調整額																					
[略]																							
6級	[略]																						
	5種	53,100円。ただし、宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、 <u>大東</u> 、 <u>大槌</u> 、軽米及																					
職務の級	区 分	給料の特別調整額																					
[略]																							
6級	[略]																						
	5種	53,100円。ただし、宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、 <u>大槌</u> 、軽米及び一戸																					

		び一戸の総看護師長にあつては、62,000円
5級	5種	48,100円。ただし、宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、 <u>大東</u> 、 <u>大槌</u> 、軽米及び一戸の総看護師長にあつては、56,200円

[略]

別表第3 (第3条関係)

1・2 [略]

3 医療職給料表(3)

職務の級	区分	給料の特別調整額
[略]		
6級	[略]	
	5種	39,900円。ただし、宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、 <u>大東</u> 、 <u>大槌</u> 、軽米及び一戸の総看護師長にあつては、46,600円
5級	5種	35,300円。ただし、宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、 <u>大東</u> 、 <u>大槌</u> 、軽米及び一戸の総看護師長にあつては、41,200円

[略]

		び一戸の総看護師長にあつては、62,000円
5級	5種	48,100円。ただし、宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、 <u>大槌</u> 、軽米及び一戸の総看護師長にあつては、56,200円

[略]

別表第3 (第3条関係)

1・2 [略]

3 医療職給料表(3)

職務の級	区分	給料の特別調整額
[略]		
6級	[略]	
	5種	39,900円。ただし、宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、 <u>大槌</u> 、軽米及び一戸の総看護師長にあつては、46,600円
5級	5種	35,300円。ただし、宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、 <u>大槌</u> 、軽米及び一戸の総看護師長にあつては、41,200円

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。